

令和3年

第1回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日時 令和3年1月25日 午前9時30分～  
場所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）  
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(13番林 昭彦委員、14番牛木 友哉委員)
- 日程 3 諸般の報告 ・別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 8 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について
- 日程 9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について
- 日程 10 第4号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 11 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
- 日程 12 その他

○令和3年2月4日（木）

・ 六日町地区 人・農地プラン検討会議 19：00～

【本庁舎：小会議室】

〈六日町地区認定農業者、片桐委員、牛木委員、勝又委員、篠田委員、  
農林課原澤農業振興係長、局長〉

○令和3年2月10日（水）

・ 第2回にいがた農地を活かし担い手を応援する運動検討会と  
職員協議役員会 14：00～

【新潟市：ホテルサンルート新潟】 〈局長〉

○令和3年2月16日（火）

・ 塩沢地区 人・農地プラン検討会議 18：30～

【塩沢公民館：2階会議室】

〈塩沢地区認定農業者、原澤委員、上村（良）委員、宮田委員、  
上村（正）委員、農林課原澤農業振興係長、貝瀬委員長、局長〉

○令和3年2月24日（水）

・ 地域別農業委員会会長・事務局長会議 14：00～

【長岡市：パストラル長岡】 〈会長、局長〉

○令和3年2月25日（木）

・ 第2階農業委員会総会

【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	今井 聡	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳			推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員は 1 名。

推 23 番 高野 作栄喜

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係長	富所 了
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	貝瀬 佐知子

(会長、議長席に着く)

(9時25分開会)

議長 令和3年第1回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

欠席の届出が推進委員23番高野作栄喜委員からでていますのでこれを許します。現在、農業委員が19名、推進委員が23名で合計42名の出席ですので総会は成立します。

### 日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

### 日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、13番林昭彦委員、14番牛木友哉委員にお願いいたします。

### 日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。

無いようでしたら、私から一点お願いします。1月22日に市町村農業委員会役員等研修会に出席してきました。その中で人・農地プランについての講演と害獣に関する講演

がありました。皆さんの地区ではどうかわかりませんが、私の地区ではクマやイノシシ、サルなどの鳥獣被害が多く、とても勉強になりました。皆さんの中で資料を見たいという方がいらっしゃいましたら、出席委員から資料を見せていただければと思います。

他に無ければ諸般の報告は終了させていただきます。

#### 日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。富所係長。

富所係長

(第1号報告朗読)

(1)農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降7件の事実確認書を交付しています。

いずれも転用目的どおり完成しています。整理番号1番と2番につきましては、事後の申請になっております。

(2)農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知についてこちらは23件です。

整理番号1番、所有者の都合による解約です。

整理番号2番、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきています。規模を縮小したいとのことです。

整理番号3番については農地中間管理機構と所有者の解約です。契約の見直しを行いたいということです。令和元年に中間管理機構と契約をしましたが、中間管理機構に貸し付けた筆がこの1筆のみで交付金の対象とならないため、解約して直接契約にしたいとのことでした。

4番については3条申請のための解約です。

5番から6ページの10番まで、同じ借受人の方の解約です。第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきています。相続により相続人の方が耕作

を引き継がれました。今までお父さんと二人でされていましたが、一人になったので規模を縮小したいとのことでした。

6ページに移りまして、11番は借受人の都合による解約です。借受人の方は平成26年9月にお父さんからこちらの土地の賃借権を相続されましたが、ご本人は県外に住んでらっしゃいますし、今まで手続きをされていなかったということで、正式に解約をしたいとのこと今回申請があがってきたものです。

7ページに移りまして、12番は第三者との貸借契約のための解約です。

13番についてはこちらも農地中間管理機構との契約の解約です。契約内容の見直しということで、昨年の秋に前所有者のお父さんが亡くなられ相続がされたそうですが、中間管理機構との契約を止めまして、短期の契約にしたいとのことでした。

8ページに移りまして、14番は所有者の都合による解約です。

15番は第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきています。

16番は所有者の都合による解約です。

17番、18番は第三者との貸借契約のための解約です。

9ページに移りまして、19番は所有者から自作にしたいという申出による解約です。

20番については法以前貸借だった契約ですが、農地を返還したいということでの耕作者からの申出による解約です。

21番、22番は後ほど3条があがってきていますが、交換のための解約です。

23番、こちらも農地中間管理機構との解約ですが、5条申請による転用のための解約です。

### (3)使用貸借の解約について

こちらは7件です。

1番、農地中間管理機構との契約ですが、所有者の都合による解約です。

2番と3番は同じ借受人の方の解約で、第三者との貸借契約のための解約となっています。

4番から7番までも第三者との貸借契約のための解約となっています。

(4)農地法の適用を受けない事実確認について  
非農地証明ですが、こちらは4件です。

整理番号1番、小栗山の登記が畑、現況宅地の2筆です。資料は1-2ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地ということで、小栗山にあります[REDACTED]の敷地の一部となっています。現地は12月18日に牛木委員さんからご確認いただいています。昭和43年に[REDACTED]さんが所有権を取得されておりますが、経緯は不明で、現地は宅地化されているということで非農地証明を発行しています。

整理番号2番、雲洞の登記が畑、現況山林の1筆661㎡です。現地は12月17日に林委員さんからご確認いただいています。資料は3-4ページをご覧ください。図面をご覧くださいとわかりますが、雲洞の山間地の条件不利地です。耕作に不向きであり耕作放棄地化したとのこと。平成9年頃とのこと。

整理番号3番、六日町の登記畑、現況宅地の1筆128㎡です。現地は12月17日に片桐委員さんからご確認いただいています。資料は5-6ページをご覧ください。六日町の市街地の中心部にある残存農地にして、畑で残っていた経緯は不明です。農地台帳には載っていませんでした。隣の方の住宅が建築されている状況でした。

整理番号4番、新堀新田の登記畑、現況宅地の1筆12㎡です。現地は12月17日に並木会長、貝瀬委員さんからご確認いただいています。資料は7-8ページをご覧ください。公共事業により狭い土地となったため、農地として利用できなくなったということです。昭和48年10月22日ということでした。国道291号線の道路改良工事で残った残存農地です。現在は申請人のお宅のお庭の一部になりました。

(5) 農地法施行規則 29 条 1 号の規定による通知について

農業用施設の届出です。こちらは 1 件です。

土地は思川の田 1 筆の内の 1 m<sup>2</sup>です。転用目的は農業用兼消雪用井戸です。1 月 8 日に届出をいただいております。資料は 9-11 ページをご覧ください。井戸は昭和 60 年にすでに掘られていまして、事後の届となります。今回、井戸屋さんが井戸の洗浄をする際に、手続きがされていないことが分かりまして事後ではありますが届出いただいたものです。

第 1 号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第 1 号報告を終わらせていただきます。

**日程 5 第 2 号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について**

議長

日程 5 第 2 号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

(第 2 号報告朗読)

20 ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が 2 件となっています。

1 番、土地は黒土新田の田 1 筆 972 m<sup>2</sup>、売買の申出です。あっせん委員といたしまして 12 月 28 日に小杉委員さん、駒形委員さんをご指名しています。申出人におかれましては規模縮小をしたいとのことでした。

2 番、土地は竹俣と竹俣新田の田 4 筆 4,357 m<sup>2</sup>、売買の申出です。あっせん委員といたしまして 12 月 24 日に上村委員さんと原澤委員さんをご指名しています。申出人にお



かれましては財産処分のためとのことです。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第2号報告を終了させていただきます。

**日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について**

議長

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

(第3号報告朗読)

22ページをご覧ください。昨年12月25日付で新潟県知事から農用地利用配分計画の認可がきています。全部で4件です。

1番と2番から4番が新たな借受人となりまして、配分計画の移転ということになります。この4件についてはこれまで三郎丸の担い手の方が借り受けていましたが、今回離農されるということで、表の中ほどにありますお二人の借受人が移転を受けて耕作をしていくということになりました。以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第3号報告を終了させていただきます。

**日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申**

## 請について

議長

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

24ページからです。今月の3条申請は15件です。

1番、農地の売買です。雷土の畑2筆368㎡です。経営規模の拡大のためです。

2番、農地の売買です。余川の田1筆42㎡です。こちらの土地は譲受人の所有地に隣接しています。経営規模の拡大のためです。

3番と4番が関連案件となっています。譲受人が同じ方です。3番、農地の売買です。八竜新田の畑2筆240.72㎡です。こちらの土地は譲受人のご自宅に隣接しています。申請理由は経営規模拡大のためです。

4番は使用貸借権の設定です。こちらは■■■■が所有している農地で、代表者である■■■■の同意を得て譲受人が借り受けるものです。八竜新田の畑2筆2,173㎡です。経営規模拡大のためです。なお、3番と4番を合わせまして下限面積である30aを満たしています。

5番、農地の売買です。八竜新田の田畑2筆1,137㎡です。譲渡人は3番と同じ方です。対価については財産処分のためこの価格で合意されているとのことです。経営規模拡大のためです。

6番と7番も関連案件となっていて、譲受人が同じ方の案件です。6番、農地の贈与です。中川の田3筆2,206㎡です。両者は親戚の間柄とのことです。経営規模拡大のためです。贈与税についても確認済みとのことです。

7番、農地の贈与です。中川の田2筆3,102㎡です。こちらの両者も親戚とのことで、7番の譲渡人は6番の譲渡人と兄弟とのことです。経営規模拡大のためです。こちらも贈与税についても確認済みとのことです。

8番、農地の贈与です。中川の田畑5筆4,128㎡です。こちらの両者も親戚とのことです。申請理由は新規就農

で、自家消費用の野菜等を作付けするとのことでした。

9番と10番も関連案件になっていまして、お互いの農地を交換する申請です。交換対象農地は大沢の田で393㎡と270㎡の交換です。申請理由ですが、9番が農地を交換して利便性を高めるため、10番も農地を交換して利便性を高めるためですが、施行令第2条第3項第2号を適用と書いています。こちらは交換の特例で、一方が下限面積を満たしていなくても相手が下限面積を満たす場合に担当地区の農業委員からあっせんを受けることで許可となります。今回は交換の特例を受けるため、資料を12-13ページにつけています。13ページが拡大図となっていまして、地図の中央に太線で囲んである部分になります。登記上では4筆となっていますが、現地は■■■■と■■■■、■■■■と■■■■が一つの圃場となっています。そのため、■■■■と■■■■を交換したいとのことでした。

11番、使用貸借権の設定です。両者は親子の間柄です。大月の田畑5筆1,108㎡です。申請理由は農業者年金受給のためです。

12番からは農業者年金受給のための再設定となっていますので説明は省略させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員14番牛木友哉委員の除斥を求めます。

(14番牛木委員退席)

27ページ 14番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。27ページ

14 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、14 番案件については原案のとおり承認されました。牛木委員の除斥を解きます。

(14 番牛木委員着席)

続いて、推進委員 12 番高橋正男委員の除斥を求めます。

(推 12 番高橋委員退席)

27 ページ 15 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。27 ページ 15 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、15 番案件は承認されました。高橋委員の除斥を解きます。

(推 12 番高橋委員着席)

続いて、14 番と 15 番案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。14番15番を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については原案のとおり全て承認されました。

**日程8 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について**

議長

日程8 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

(第2号議案朗読)

今月の申請は1件です。

土地は大里の田1筆90㎡です。転用目的といたしましては住宅兼社務所敷地とのことです。資料は14-16ページをご覧ください。資料16ページをご覧ください。申請人は神主をされている方です。自宅の北側を増築して、一階を音楽教室、2階を居宅とするものです。敷地内には住宅兼社務所、倉庫、車庫がありまして、全体で1,046㎡となります。敷地は広いですが建物が3棟あり、既存の敷地を拡張するものですので2種農地ではありますが、計画は妥当だと考えています。以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、お諮りをいたします。第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案は原案のとおり承認されました。

**日程9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について**

議長

日程9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

(第3号議案朗読)

今日は5条申請についても1件です。

土地は長崎の田1筆374㎡、転用目的は一般住宅の建築です。所有権の移転による売買で、対価は㎡当たり1,818円です。資料は17-19ページをご覧ください。こちらの案件は昨年8月に農振除外の承認をいただいたものです。場所は塩沢の[ ]さんの北側に位置する場所です。8月の農振除外で承認をいただきまして、農地としては1種農地になっております。優良農地ではありませんが、集落に接続した農地を近隣に居住する者が一般住宅に転用するものであり、計画は妥当だと考えています。なお、住宅の他にカーポートの建設も予定されています。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 2 番西野徳光委員の除斥を求めます。

(2 番西野委員退席)

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、お諮りをいたします。第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 3 号議案については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(2 番西野委員着席)

日程 10 第 4 号議案 農用地利用集積計画 (案) について

議 長

日程 10 第 4 号議案 農用地利用集積計画 (案) についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

(第 4 号議案朗読)

今月の利用集積はあっせんによる売買が 3 件、新規の設

定が 48 件、再設定が 16 件の計 67 件となっています。

まずあっせんの売買です。

1 番、八竜新田の田 5 筆 10,683 m<sup>2</sup>、所有権の移転によるあっせんの売買です。対価は m<sup>2</sup> 当たり 646 円となります。資料は 20-21 ページをご覧ください。

2 番、仙石と舞子の田 3 筆 6,904 m<sup>2</sup>、所有権の移転によるあっせんの売買です。対価は m<sup>2</sup> 当たり 1,000 円です。資料は 22-23 ページをご覧ください。

3 番、仙石の田 2 筆 6,006 m<sup>2</sup>、所有権の移転によるあっせんの売買です。対価は m<sup>2</sup> 当たり 549 円です。資料は 24 ページをご覧ください。あっせんの結果、現在契約を結んでいる賃借人と売買することになりました。

続いては賃借権の設定です。

4 番、5 番が同じ借受人の方の案件です。賃借権の設定で、対価は 4 番が 10 a 当たり 60 kg、5 番が全部で 2 俵です。経営規模拡大のためです。

6 番、7 番が同じ借受人の方の案件です。賃借権の設定で、対価はいずれも 10 a 当たり 75 kg です。経営規模拡大のためです。

36 ページに移りまして、8 番が賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 17,200 円です。経営規模拡大のためです。

9 番、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

10 番、借受人は魚沼市の方です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。経営規模拡大のためです。

11 番、雷土新田の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。経営規模拡大のためです。

12 番、川窪の田 12 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。経営規模拡大のためです。

13 番、美佐島の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。経営規模拡大のためです。

38 ページに移りまして、14 番と 15 番が同じ借受人の方の案件です。賃借権の設定で、対価はいずれも 10 a 当たり 60 kg です。経営規模拡大のためです。

16 番から 40 ページの 26 番までが同じ借受人の方の案件です。賃借権の設定です。対価はそれぞれご覧のとおりで



す。

41 ページに移りまして、27 番です。こちらは宮の畑 3 筆となりまして、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 10,000 円です。経営規模拡大のためです。

28 番、津久野下新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。経営規模拡大のためです。

29 番、下原の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。経営規模拡大のためです。

30 番、田崎の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。経営規模拡大のためです。

31 番から 42 ページの 33 番までが同じ借受人の方の案件です。対価はご覧のとおりです。経営規模拡大のためです。

34 番、五日町の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。経営規模拡大のためです。

35 番、塩沢の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 30 kg です。経営規模拡大のためです。

36 番から 44 ページの 42 番までが同じ借受人の方の案件となっています。賃借権の設定で、対価はご覧のとおりです。

43 番と 44 番が同じ担い手の方の案件です。賃借権の設定です。

45 番と 46 番が同じ法人さんの案件です。賃借権の設定です。

47 ページに移りまして、48 番です。上一日市と宮野下の田 6 筆、賃借権の設定です。

49 番、関の田 7 筆、賃借権の設定です。

50 番、滝谷の田 10 筆、賃借権の設定です。

48 ページに移りまして、51 番です。こちらは上一日市の田 1 筆 132 m<sup>2</sup>、使用賃借権の設定です。法人さんの案件となっています。

なお、48 ページの 52 番案件以降につきましては、再設定となりますので説明は省略させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 7 番田村芳文委員の除斥を求めます。

(7番田村委員退席)

48 ページ 51 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。48 ページ 51 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、51 番案件については原案のとおり承認されました。田村委員の除斥を解きます。

(7番田村委員着席)

それでは、51 番案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。51 案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案は全て承認されました。  
暫時休憩といたします。

(10時05分休憩)

議長

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

(10時45分再開)

### 日程11 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について

議長

日程11 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

(協議第1号朗読)

54ページをご覧ください。1月12日付で市の農林課から農業振興地域整備計画の変更協議ということで、用途変更が2件きています。

55ページをご覧ください。(3)の用途変更の部分に2件載っています。1件目が大月です。用途変更の理由としまして、野菜加工・販売施設、農家レストランということで850㎡を予定しています。2件目は舞子です。用途変更の理由としまして、米の乾燥調製施設ということで1,917㎡を予定しています。

56ページをご覧ください。1件目の大月の案件ですが、申出人は法人さんです。1の権利の有無については借地を予定しています。2の用途変更の理由としましては、現在自ら生産した作物の加工品の製造を作業場内で行っていますが、スペースが足りないため加工場を新設したい。また、加工場と併設して自家加工品と自家栽培野菜の販売、飲食スペース等を設けた店舗を作りたいとのことでした。3の申請地の選定理由については、近くに住宅も無く、経営農地の中心地にある事から、収穫した野菜等を集めやす

く作業の効率を上げられる。近隣農地は農用区域内が多く、やむを得ず農用地域では端部に位置している当該地を選定したとのこと。土地は大月の田3筆850㎡です。57ページの4の用途区分変更の概要の(1)用途区分変更の目的をご覧ください。目的といたしまして、自家栽培作物の加工場及び自家栽培野菜、その加工品の販売店舗の新設とのこと。 (2) 開発事業等の概要のイの開発予定工期は今年の3月に着工し、8月に完了の予定で進めているとのこと。58ページをご覧ください。(4)には農林事業の実施状況が載っています。中ほどの(6)の補足説明及び資料等の(ア)には営農規模が載っています。こちらの法人さんはまだ代表さん個人の経営となっていますが、代表さんの経営面積がでています。田畑合わせて58,089㎡の経営をされています。59ページをご覧ください。場所はこちらの地図の真ん中に少し黒塗りをしている箇所になります。左下から右斜め上に向かって大月トンネルに向かう道路が走っています。60ページには変更箇所の詳細図がでています。少し見づらくなっていますが、真ん中の部分です。61ページには配置図と1階部分の平面図がでています。図面右側に駐車場が14台分、中のところに水耕栽培施設、左側に厨房、手前に店舗が14席ということです。62ページには立面図と2階の平面図がでています。左側に2階の平面図がありますが、2階は休憩室と更衣室となります。63ページに工事の工程表がでています。予定ということで、造成工事を3月にはじめ、基礎工事・建設工事を行い、8月末には外構工事を完了したいとのことでした。64ページには隣接土地所有者の同意書、65ページには事業計画書がでています。2の設置場所の一番右側に土地の所有者がでていますが、法人の代表のお父さんということになります。3の設備計画の(7)の付帯施設ということで、倉庫と休憩所とトイレを予定しているとのこと。4のメニューについては販売はビン詰加工品ということでマスタードとかぐらなんばんペースト、自家栽培野菜、飲食は野菜サラダ、パン類ということで自家製野菜サンドイッチ等、自家製野菜ジュース、飲料を予定されているとのこと。66ページに移りまして、年間に使用する

農畜産物ということで、ご自分のところで収穫されるものが（１）にでています。スイカからはじまり、アスパラガス、カリフラワー、自家製野菜ジュースまでがご自分のところで作ったものをだすということになります。（３）のチーズ、パン類、肉加工品等については他から仕入れたものを使うということです。一番下に自己の生産する農畜産物等の割合がでていますが、販売するものの99%は自分で生産するものとのことです。

67 ページに移りまして、2 件目です。申請人は舞子の法人さんです。権利の種類ということで、土地は3 筆ありましてそれぞれ権利が違っていています。会社の所有地、借地、売買により所有権を移転する土地の3 筆になります。2 の用途変更の理由といたしまして、現在丸池新田で米の乾燥調製施設を借りて作業をしています。施設への進入路が狭く、会社の規模拡大に伴い、米の搬入・搬出に支障が生じるようになりました。また周辺への環境問題等もあり、申請地に新しく米の乾燥調製施設を建設したいとのことです。3 の申出地の選定理由といたしまして、現在の施設は道の狭い集落内にあり、機械からの騒音・粉塵などの問題がありました。申請地は集落から離れた農道沿いにあり、本社に隣接しているため作業効率も上がり、周辺への環境問題も無くなります。本社周辺は農振農用地しかなく、集団化に影響を与えないように端部を選定しましたとのことです。4 の土地につきまして、一番上の土地は借地ということで法人の代表さんが所有する土地で会社へ貸付、真ん中の筆は会社の所有地、一番下の土地は売買により所有権を取得する予定の土地となっています。68 ページに移りまして、4 の用途区分変更の概要の（１）用途区分変更の目的といたしまして米の乾燥調製施設の建設です。（２）の開発事業等の概要のイの開発予定工期については今年の3 月に着工、10 月に完了予定です。69 ページの（４）には農林事業の実施状況が、（６）の補足説明及び資料等の（ア）には営農規模が示されています。専業の法人さんで田畑合わせて388,979 m<sup>2</sup>の経営をされています。70 ページには案内図がでています。地図の中央で黒塗りになっている部分です。71 ページには変更箇所の詳細図がでています。隣は法

人の事務所です。72 ページには立面図、73 ページには施設の1階部分の平面図、74 ページには2階の平面図、75 ページには配置図と外構図がでています。最後に工事の工程表がでています。3月の中旬頃から造成工事をはじめまして、基礎工事・建設工事を行い、9月末には外構工事を完了させたいとのことでした。以上2件です。

議長 ただいまの説明について質疑を行います。16番駒形委員。

16番駒形委員 ひとつ教えてください。2件目に土地所有者の同意書が無いようなのですが、周りは全て法人の関係の土地ということで認識してよろしいのでしょうか。

議長 富所係長。

富所係長 70ページの地図をご覧ください。真ん中ほどに黒塗りされている部分が建設予定地となっていて、西側は道路、北側は法人さんの事務所となっています。その他の隣接地についてはこの法人さんが耕作している土地となります。以上です。

議長 他にありますか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号については原案の通り同意されました。

## 日程12 その他

議 長

日程12 その他についてですが、まず事務局から賃借料情報について説明をお願いします。富所係長。

富所係長

お疲れ様です。それでは事務局から一点お願いします。  
1 賃借料情報について  
以上です。

議 長

ただいまの説明について質問、意見等ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

無いようですので、賃借料情報については終了いたします。

皆さんから他にありますか。17番井上委員。

17番井上委員

お疲れ様です。幹事会から報告です。  
1 管外視察研修の無期限延期について  
以上です。

議 長

ただいまの井上委員の報告について質問、意見等ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

無いようですので、井上委員ありがとうございました。  
他にありますか。10番棚村委員。

10番棚村委員

認定農業者部会より報告します。  
1 認定農業者と農業委員会の意見交換会について

以上です。

議 長

ただいまの棚村委員からの報告について質問、意見等ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

無いようですので、棚村委員ありがとうございました。  
他にありますでしょうか。13 番林委員。

13 番林委員

広報特別委員会よりお知らせです。

1 広報誌の発行回数について  
以上です。

議 長

ただいまの林委員の報告について質問、意見等ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

無いようですので、林委員ありがとうございました。  
他にありませんでしょうか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦勞さまでした。

(午前 11 時 15 分閉会)



上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 3年 3月25日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

---

会 議 録 署 名 委 員

林 昭 彦

---

会 議 録 署 名 委 員

牛 木 友 哉

---